

連載 植物検疫に関する国際的枠組みの形成と機能の変遷(Ⅲ) 最終回

政策研究大学院大学

/農林水産省農林水産技術会議事務局国際研究課

舟木 康郎 (ふなき やすろう)

Ⅲ IPPC (1997) の概要、IPPC 加盟国数の増大及び関連制度との関係強化

1 IPPC の概要

ここで、現在の IPPC (1997) の主な条項を簡単に紹介する¹⁾。

IPPC の目的は、植物及び植物生産物に対する病害虫のまん延及び侵入を防止し、病害虫の防除のための適切な措置を促進するための共同かつ有効な措置を確保することである (第 1 条)。IPPC は締約国における公的な植物防疫機関の主要な責務について定めている。具体的には、それらには植物検疫証明書の発給、病害虫の発生状況の報告等のための栽培、貯蔵、輸送中の植物等の監視、輸入植物等の検査・消毒等、病害虫無発生地域の指定、病害虫リスクアナリシスの実施等が含まれる (第 4 条)。植物検疫証明書の発給にあたっては、輸出される植物、植物生産物等と証明の内容 (当該植物等に特定の病害虫が付着していないこと等) が合致している必要がある。このため、IPPC では植物検疫証明書の発給のための検査を公的植物防疫機関またはその権限の下においてのみ行うことや植物検疫証明書については、IPPC の附属書のフォーマットの文言のとおりとすること等を定め、締約国に対し信頼性の確保を求めている (第 5 条)。

IPPC は、締約国は同国が規制していない病害虫に対しては植物検疫措置を要求してはならないとする (第 6 条)。また、締約国に規制の主権の権限があるとし、植物検疫措置 (検査、輸入禁止、処理等) をとることができることと明示した上で、当該措置は植物検疫上の考慮により必要とされ、かつ、技術的に正当なものでない限りとはならないとしている (第 7 条)。国際協力の観点からは、締約国は情報共有のためのコンタクトポイントを指定する必要がある、また、RPPOs の設置のための相互協力を行うものとされる (第 8, 9 条)。

1997 年の IPPC の改正によって、国際基準に関する条

Development of International Phytosanitary Framework. (Ⅲ)

(キーワード: 植物検疫, 病害虫, 国際植物防疫条約, SPS 協定)

文 (第 10 条) が追加された。また、国際基準の策定と採択のために必要な制度上の措置と手続きを制定し、国際基準を採択する CPM 及び同委員会の事務局長の役割に関する条文が追加された (第 11 条及び第 12 条)。IPPC の紛争処理手続きについては、1951 年 IPPC の策定時点から存在したものの、1997 年の改定により、専門家委員会の設置の前に協議プロセスを設ける等、より精緻なものとなった (第 13 条)。

2 IPPC の制度面の整備と加盟国数の増大

国際的貿易制度として 1995 年に WTO が設立されて以降、各国の IPPC への関心が高まった。このことは、IPPC への加盟国 (締約国) 数の増加に如実に表れている (図-1)。IPPC には 1952 年の発効から WTO が設立される前年の 1994 年までの 43 年間に 101 か国が加盟したのに対し、1995～2015 年 (5 月) までの約 20 年間で、81 か国・地域が加盟した。割合でみると、現在の加盟国の約 45% が WTO 設立後に IPPC に加盟している。この 81 か国中実に 74 か国が途上国 (非 OECD 諸国) である。また、IPPC の改正から発効までのスピードを見ても、WTO 設立以降、IPPC への関心が高まったことは明らかである。すなわち、1979 年の改正 IPPC は発効までに 12 年を要した (発効は 1991 年) が、これと比較すれば WTO・SPS 協定の設立を踏まえた 1997 年の改正 IPPC の発効は 2005 年と、相当短い期間で発効に至っている²⁾。WTO 設立後の IPPC への急速な加盟国数の増加の理由は、SPS 委員会への出席により IPPC がより知られる存在となったこと、IPPC への加盟による技術支援への期待が途上国において高まったこと等、複数の理由が考えられる³⁾。

3 IPPC と関連制度との関係強化

IPPC は、WTO-SPS 協定以外では、特に生物多様性条約 (the Convention on Biological Diversity: CBD) およびバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書 (the Cartagena Protocol on Biosafety: CP) との関係が深い (図-2)。CBD は 1992 年に生物多様性の保全を目的に採択されており、締約国に対し生物多様性の保全と持続可